

防衛省設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万六千九百九十五人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千三百二十九人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百四十三人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千四百十八人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百八十二人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十二人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四十九人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六十六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>	<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万七百七十七人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千三百五十六人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百二十三人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千三百五十八人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百七十六人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百十八人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四十八人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六十六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>